■**感染性廃棄物の判断基準**

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和５年５月改訂)に基づき作成

感染性廃棄物の判断フロー(注１ )

感　染　性　廃　棄　物

【STEP１】（形状）

廃棄物が以下のいずれかに該当する。

① 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下｢血液等｣という。)

② 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚等）(注2 )

③ 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの（ 注3 ）

④ 血液等が付着している鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む｡)（ 注4 ）

YES

NO

【STEP２】（排出場所）

感染症病床（ 注5 ）、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出さたもの

YES

NO

【STEP３】（感染症の種類）

①　感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの

②　感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等（ただし、紙おむつについては特定の感染症に係るもの等に限る。）(注6 )

YES

NO(注7 )

非 感 染 性 廃 棄 物

(注１) 感染性廃棄物は、人に関する診療行為や医療関係の研究活動だけでなく、人獣共通感染症にり患又は感染した動物に関する診療行為や研究活動から発生することもある。

動物の血液等については、人の血液等と比較して、人に感染症を生じさせる危険性が低いことから、血液等を介して人に感染する人獣共通感染症にり患又は感染している場合を除き、感染性廃棄物として取り扱う必要はない。なお、人獣共通感染症は、り患又は感染している動物の血液等からのみ感染するわけではないことに注意が必要である。

 (注２) ホルマリン固定臓器等を含む。

（注３）病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

 (注４) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等

（注５）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

 (注６) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等) 、紙おむつ、標本(検体標本)等

　　　なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅班、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考１参照）は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注７）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

※　「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和５年５月)は環境省ホームペ

 ージに掲載されています。

URL: <https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>